

厚生労働省 「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」の公表
(2026年2月25日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69680.html

令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法（改定安衛法）により、これまで努力義務であった労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施が義務化されました。それを踏まえ、労働者数50人未満の小規模事業場に即した、実施体制・実施方法等についてのマニュアルが公表されました。

小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001646587.pdf>

概要

労働者数50人未満の事業場を主なターゲットとして、ストレスチェックが円滑に実施されるよう、実施準備→体制整備→ストレスチェック→医師面接・事後措置→集団分析・環境改善の5段階に分けて、各段階でのTo-doがstep-by-stepで記されています。その内容と対応するフローチャートや、巻末には、実施規定や説明書のモデル例、ストレスチェックの調査票・簡易調査票、関連法規等の資料も示されています。

目次

- 0 ストレスチェック制度とは
- 1 ストレスチェック制度の実施に向けた準備
- 2 ストレスチェック制度の実施体制・実施方法の決定
- 3 ストレスチェックの実施
- 4 医師の面接指導及び事後措置
- 5 集団分析・職場環境改善
- 6 労働者のプライバシーの保護
- 7 不利益取扱の禁止
- 8 外部委託ではなく自社で実施する場合の留意点

巻末資料

- ① ストレスチェック制度実施規程（モデル例）
- ② サービス内容事前説明書（モデル例）
- ③ 職業性ストレス簡易調査票・簡易調査票
- ④ 関係法令・各種情報等

参考資料

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html

